

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年2月20日

国土交通省自動車交通局貨物課長 殿

照会者名 行政書士法人エニシア 代表社員 八重樫 洋平
住 所 北海道札幌市中央区南一条西1-1丁目1番地

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条、第3条、第35条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事案

A社は、直営及びフランチャイズ方式による飲食店事業、食品の製造及び加工事業、食材及び資材の卸事業を展開している。同社は、当該事業の運営にあたり、次のような運搬行為を行うことを検討している。なお、現在当該運搬行為は、運送会社に委託している。

- (1) 自社工場で製造した食材、飲料、調味料及び自社で仕入れた食材、調味料を直営店及びフランチャイズ加盟店（他社運営）に配送する。フランチャイズ加盟店への当該運搬行為に対しては、「配送料」の名目で代金を収受するが、当該配送料は、配送距離や配送料に応じて変動するものではなく、定額である。また、当該運搬行為は、独立した行為ではなく販売及び卸に付随した行為である（以下のすべての態様につき同様）。
- (2) A社（本社）に隣接する関連会社工場で製造した資材（他社製造資材）を、本社からそれぞれ以下の態様で配送する。(1)と同様、フランチャイズ加盟店への当該運搬行為に対しては、配送料を収受する。なお、配送先は全国に点在する直営店及びフランチャイズ加盟店である。

- ① 他社製造資材を自社で購入し、当該資材を関連会社工場から全国の自社工場を経由し、自社直営店に配送する。
 - ② 他社製造資材を自社で購入せずに、当該資材を関連会社工場から全国の自社工場を経由し、全国のフランチャイズ加盟店に配送する。
 - ③ 他社製造資材を自社で仕入れた後、当該資材をフランチャイズ加盟店に販売し、関連会社工場から全国の自社工場を経由し、当該加盟店に配送する。
- (3) (1) 及び (2) それぞれの配送を行ったあと、空車となった自社車両を用い、自社で仕入れた原材料を引き取るために当該仕入先まで赴き、当該車両に積んで自社工場に運び入れる。

上記 (1)、(2) ①、(2) ②、(2) ③ 及び (3) の 5 類型の運搬行為を行う場合に、貨物自動車運送事業法上の許可が必要となるか。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

A 社の運搬行為は、2 (1)、(2) ①、(2) ③ (3) に関しては、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項及び第 3 項に該当せず、同法第 3 条及び第 3 5 条第 1 項の国土交通大臣の許可を受ける必要はないが、2 (2) ②に関しては、同法第 3 条もしくは第 3 5 条第 1 項の許可を受ける必要がある。

(2) 根拠

自動車局貨物課長の平成 2 5 年 1 0 月 3 日弁護士藍原義章氏宛「法令適用事前確認手続 回答書」によると、「貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。」としている。

この点につき、まず、2 (2) ① 及び (3) の行為は、運搬先が自社 (A 社) の直営店または工場であり、「他人の需要に応じ」ての行為ではないこと、さらに「有償」ではないことから、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないと解される。

次に、2 (1) の行為は、直営店への運搬に関しては、前述のとおり貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないと解される。また、フランチャイズ加盟店への運搬に関しては、貨物の移動が独立した目的ではなく、A 社が営んでいる食品の製造及び加工事業、食材及び資材の卸事業に付帯関連するものである。この点については、2 (2) ③ の行為も同様である。

したがって、2 (1) 及び (2) ③ の行為は、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないと解される。

最後に、2（2）②の行為であるが、自社ではなく他社が製造した資材であること、自社で購入せずに、すなわちフランチャイズ加盟店が他社と契約して仕入れた資材を運搬することから、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業」に該当し、同法第3条もしくは第35条第1項の許可を受ける必要があると解される。

4. 連絡先

〒060-0061

北海道札幌市中央区南一条西1丁目1番地

行政書士法人エニシア

代表社員 八重樫 洋平

電話 011-212-1895

FAX 011-212-1894

Email info@setsuritsu-partner.com